

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4		府省庁名	スポーツ庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ゴルフ場利用税）			
要望項目名	ゴルフ場利用税の廃止			
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） — ・ 特例措置の内容 「ゴルフ場利用税」を廃止する。 			
関係条文	地方税法第75条、第75条の2、第75条の3、第76条、第103条			
減収見込額	<p>[初年度] ▲47,888（－） [平年度] ▲47,888（－）</p> <p>[改正増減収額] （単位：百万円）</p>			
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>平成23年6月に成立し、同年8月に施行されたスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第2条第1項では、「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」とされており、生涯スポーツ社会の実現が法律上規定された。また、同法第8条では、政府は必要な税制上の措置その他の措置を講じなければならない旨規定されている。</p> <p>ゴルフは2016年のオリンピック競技大会リオデジャネイロ大会から正式競技に復帰し、競技スポーツとして国際的にも広く認知されているところである。</p> <p>また、ゴルフは老若男女問わず親しむことのできるスポーツであり、国民のスポーツライフの中でも主要な位置を占めている。平成27年6月に行われた「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」でも、国民が過去1年間に行った運動・スポーツの中で、ゴルフは第9位の9.5%に上っている。</p> <p>一方で、平成元年度の消費税創設以降、スポーツの中でゴルフだけが消費税と施設利用税との二重の負担となっており、公平性を欠いているとの声が寄せられており、他のスポーツに比べ競技者の金銭的負担が重くなっている。ゴルフプレー料金は過去20年間で消費者物価指数が46.9ポイント低下しており、その中に占めるゴルフ場利用税の割合は高まっている。また、都道府県税に占めるゴルフ場利用税の割合も平成7年度から平成26年度にかけて0.7%から0.3%に減少している。</p> <p>ゴルフ場利用税は、現在、ゴルフ場所在市町村にとって貴重な財源となっているという状況はあるが、高齢化が進む日本社会において、ゴルフの振興は生涯スポーツ社会の実現に大きく貢献するものであり、またその結果、生涯にわたる心身ともに健康で文化的な生活が実現される。ゴルフに国民が積極的に参画できる環境を整備するためには、税制改正を行う必要がある。</p>			
本要望に対応する縮減案	—			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	文部科学省政策目標 11「スポーツの振興」の政策目標 11-2「生涯スポーツ社会の実現」にある「生涯スポーツ社会の実現に向け、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境を整備する」ためには、ゴルフに国民が積極的に参画できる環境を整備することが重要であり、税制改正を行う必要がある。 また、ゴルフの振興は、スポーツ基本計画（平成 24 年 3 月 30 日）に規定されているスポーツ実施率の向上にも資するものであり、生涯スポーツ社会の実現に大きく貢献するものである。
	政策の達成目標	できる限り早期に、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 3 人に 2 人（65%程度）、週 3 回以上のスポーツ実施率が 3 人に 1 人（30%程度）となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1 年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	○成人の週 1 回以上のスポーツ実施率：40.4% ○成人の週 3 回以上のスポーツ実施率：19.6% ○成人で過去 1 年間にスポーツを行った者の割合：77.2% （内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」（平成 27 年 6 月）に基づく推計）
有効性	要望の措置の適用見込み	○適用対象：71,660,527 人 対象施設：2,341 施設 （総務省「平成 26 年度 道府県税の課税状況等に関する調」）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	平成 15 年度のゴルフ場利用税の一部非課税措置の導入以来、非課税措置適用者は 4,108 千人（平成 15 年度）→14,845 千人（平成 26 年度）に、総利用者数に占める割合は 4.6%（平成 15 年度）→17.2%（平成 26 年度）に増加（総務省「道府県税の課税状況等に関する調」）しており、ゴルフ場利用税の廃止はゴルフ競技人口の増加、スポーツ実施率の向上につながると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○文部科学省の実施する政策評価における施策目標「生涯スポーツ社会の実現」 ・平成 28 年度予算額：1,580,164 千円 ※この他、明確に分けられない経費として、学校施設環境改善交付金の社会体育施設整備費補助（平成 28 年度予算額：28,188,000 千円の内数）も含まれる。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	予算措置においては、生涯スポーツ社会の実現のための環境整備を促進し、また先進事例の開発等を行っている一方、本税制改正要望は、特定スポーツ種目に対する課税を解消するものである。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>(1) 平成元年度、消費税創設に伴い娯楽施設利用税が課税対象をゴルフ場に限定され「ゴルフ場利用税」と改称される。</p> <p>(2) 平成 15 年度税制改正要望において以下の者について地方税法上非課税措置が規定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年齢 18 歳未満の者 ② 年齢 70 歳以上の者 ③ 障害者 ④ 国体のゴルフ競技に参加する選手 ⑤ 学生、生徒等やその引率をする教員が学校の教育活動としてゴルフを行う場合 <p>(3) 平成 25 年度税制改正要望で廃止を要望。</p> <p>(4) 平成 26 年度税制改正要望で廃止を要望。</p> <p>(5) 平成 27 年度税制改正要望で廃止を要望。</p> <p>(6) 平成 28 年度税制改正要望で廃止を要望。</p>
ページ	4—3